

別表十の二（三） 附表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第 68 条の 98（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、同条第 1 項に規定する対象連結親法人又は同項に規定する対象連結子法人ごとに記載し、その対象連結親法人又は対象連結子法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。
- 2 「(4)のうち損金経理による金額 5」に金額の記載がある場合には、当該金額の合計額を別表四の二附表「加算」の欄に記載します。
- 3 「取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額のうち損金算入された金額に係る部分の金額 9」は、措置法令第 39 条の 122 第 2 項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定により計算した金額を記載します。